

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定要領

第1 指定・変更・更新の申請及び変更の届出の事務

- 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条の2第1号、2号に規定する育成医療及び更生医療に係るものに限る。以下同じ。）の指定を申請しようとする者（以下「申請者」という。）からの指定自立支援医療機関指定申請書（以下「申請書」という。）は、病院又は診療所にあつては障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年広島県規則第42号。以下「規則」という。）第6条第1項に定める別記様式第8号、薬局にあつては別記様式第9号、指定訪問看護事業者等（指定訪問看護事業者（健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。）又は指定居宅サービス事業者（介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者をいい、訪問看護（同法第8条第4項に規定する訪問看護をいう。）を行う者に限る。）若しくは指定介護予防サービス事業者（同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいい、介護予防訪問看護（同法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問看護をいう。）を行う者に限る。）をいう。以下同じ。）にあつては別記様式第10号によるものとする。
- 2 別記様式第8号に添付する経歴書等の様式は別紙1から別紙9、別記様式第9号に添付する経歴書等の様式は別紙10及び別紙11とする。
- 3 申請者が申請の際に特段の申出を行わなければ、更生医療・育成医療双方の申請を行ったものとする。この場合は審査、指定については一括して行う。
- 4 申請者が更生医療又は育成医療のどちらか一方での指定を希望する場合は、申請書にその旨を明記すること。この場合は申請のあった自立支援医療についてのみ審査、指定を行う。
- 5 申請者は申請書を作成し、知事に提出する。
- 6 審査（確認）に当たっては、必要に応じ広島県社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会審査部会（以下「審査部会」という。）の意見に基づいて行う。
- 7 審査結果は、文書により速やかに指定申請者等へ通知する。なお、指定年月日は、原則として、指定の決定がなされた月の翌月初日とし、申請日の翌月1日以外の指定日を希望する場合は、次の場合において、例外的に指定期日を遡及して指定をするため、希望する指定年月日及びその理由を記載すること。
 - (1) 指定自立支援医療機関の開設者が変更になった場合で、前の開設者の変更と同時に引き続いて開設され、患者が引き続き診療を受けている場合
 - (2) 指定自立支援医療機関の開設者が「個人」から「法人組織」に、又は「法人組織」から「個人」に変更になった場合で、患者が引き続き診療を受けている場合
 - (3) 指定自立支援医療機関が「病院」から「診療所」に、又は「診療所」から「病院」に組織変更になった場合で、患者が引き続き診療を受けている場合。
 - (4) 指定自立支援医療機関が至近の距離に移転し同日付で新旧医療機関を開設、廃

止した場合で、患者が引き続き診療を受けている場合。

- 8 指定自立支援医療機関の開設者等（以下「開設者等」という。）は、担当する医療の種類を変更しようとするときは、規則第6条第1項による申請書を作成し、知事に提出すること。

なお、知事は変更承認を行うに当たっては、あらかじめ審査部会の意見を聞くものとする。

- 9 法第60条第1項の規定に基づき指定自立支援医療機関の更新をしようとする者（以下「更新申請者」という。）からの指定自立支援医療機関指定更新申請書（以下「更新申請書」という。）は、病院又は診療所にあつては規則第6条の2第1項に定める別記様式第13号の2、薬局にあつては別記様式第13号の3、指定訪問看護事業者等にあつては別記様式第13号の4とする。

- 10 更新申請者は更新申請書を作成し、知事に提出する。

- 11 審査結果に基づく更新に関する通知は、文書により速やかに更新申請者へ通知する。

- 12 開設者等は、指定自立支援医療を主として担当する医師又は薬剤師の変更等、次の各号の事項に変更があつた場合には、病院又は診療所にあつては規則第7条に定める別記様式第14号、薬局にあつては別記様式第15号、指定訪問看護事業者等にあつては別記様式第16号を作成し、知事に提出すること。

(1) 病院又は診療所にあつては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第57条第1項各号（第5号及び第9号を除く。）に掲げる事項。

(2) 薬局にあつては、同条第2項各号（第5号及び第6号を除く。）に掲げる事項。

(3) 指定訪問看護事業者等にあつては、同条第3項各号（第5号及び第6号を除く。）に掲げる事項。

(4) 別記様式第14号に添付する経歴書等の様式は別紙1から別紙9、別記様式第15号に添付する経歴書等の様式は別紙10及び別紙11とする。

- 13 開設者等は、次の各号の一に該当するに至ったときは、規則第8条に定める別記様式第17号又は別記様式第18号を作成し、知事に提出すること。

(1) 当該医療機関を休止し、廃止し、又は再開したとき。

(2) 医療法（昭和23年法律第205号）第24条、第28条若しくは第29条、健康保険法第95条、介護保険法第77条第1項又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第72条第4項若しくは第75条第1項に規定する処分を受けたとき。

- 14 開設者等は、法第65条の規定により指定を辞退しようとするときは、規則第9条に定める別記様式第19号を作成し、知事に提出すること。

第2 審査（確認）

- 1 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）療養担当規程（平成18年厚生労働省告示第65号。以下「療養担当規程」という。）により懇切丁寧な自立支援医療が行える医療機関又は事業所であり、かつ、病院及び診療所にあつては、原則として現に自立支援医療の対象となる身体障害の治療を行っていること。

2 患者やその家族の要望に応じて、各種医療・福祉制度の紹介や説明、カウンセリングの実施等が行える人員について体制が整備されていること。

また、病院及び診療所にあつては、自立支援医療を行うため、担当しようとする医療の種類について、その診断及び治療を行うために必要な医療人員等及び医療機器等の設備を十分に有しており、適切な標榜科が示されていること。

なお、特に必要とされる設備及び体制は次のとおりであること。

(1) 心臓脈管外科に関する医療を担当する医療機関にあつては、心血管連続撮影装置及び心臓カテーテルの設備を有していること。

(2) 心臓移植に関する医療を担当する医療機関にあつては、移植関係学会合同委員会において、心臓移植実施施設として選定された施設であること。

なお、心臓移植術後の抗免疫療法を担当する医療機関にあつては、心臓移植術実施施設又は心臓移植後の抗免疫療法の実績を有する施設との連携により心臓移植術後の抗免疫療法を実施できる体制及び設備を有している施設であること。

(3) 腎臓に関する医療を担当する医療機関にあつては、血液浄化療法に関する機器及び専用の透析室を有していること。

(4) 耳鼻咽喉科に関する医療を担当する医療機関にあつては、オーディオメーター及び遮音室を有していること。

(5) 腎移植に関する医療を担当する医療機関にあつては、腎移植に必要な関連機器と血液浄化装置（機器）を備えていること。

(6) 肝臓移植に関する医療を担当する医療機関にあつては、移植関係学会合同委員会において、肝臓移植実施施設として選定された施設であること又は「特掲診療料の施設基準等」（平成20年厚生労働省告示第63号）で定める生体部分肝移植術に関する施設基準を満たしている施設であること。

なお、肝臓移植術後の抗免疫療法を担当する医療機関にあつては、肝臓移植術実施施設又は肝臓移植後の抗免疫療法の実績を有する施設との連携により肝臓移植術後の抗免疫療法を実施できる体制及び設備を有している施設であること。

(7) 免疫に関する医療を担当する医療機関にあつては、各診療科医師の連携により総合的なHIV感染に関する診療の実施ができる体制及び設備であること。また、患者や家族に対するカウンセリング体制も十分に整備されていること。

(8) 整形外科に関する医療を担当する医療機関にあつては、後療法の設備を有していること。

(9) 小腸に関する医療を担当する医療機関にあつては、在宅中心静脈栄養法を実施する保険医療機関であり、緊急事態に対応できるような体制がとられていること。

(10) 歯科矯正に関する医療を担当する医療機関にあつては、頭部X線規格写真撮影装置及びパントモ撮影装置を有していること。また、医科との連携により全身管理が図れる体制にあること。（緊急事態への対応のみならず、障害児（者）の口腔機能回復を行うための歯科診療や口腔ケアの実施、指導を十分に行える体制がとられていること。）

(11) 薬局にあつては、複数の医療機関からの処方箋を受け付けている保険薬局であり、かつ、十分な調剤実務経験のある管理薬剤師を有していること。また、通路、待合室など、身体障害者（児）に配慮した設備構造等が確保されていること。

(12) 指定訪問看護事業者等にあつては、原則として現に育成医療又は更生医療の対象となる訪問看護等を行っており、かつ、療養担当規程により、適切な訪問看護等が行える事業所であること。また、そのために必要な職員を配置していること。

3 病院及び診療所にあつては、指定自立支援医療を主として担当する医師又は歯科医師が、次に掲げる要件を満たしていること。

(1) 当該医療機関における常勤の医師又は歯科医師であること。

但し、歯科矯正に関する医療を主として担当する歯科医師にあつては、当該指定自立支援医療機関において、障害の治療に対する診療時間が十分に確保され、当該医師が不在の場合においても、当該指定自立支援医療機関の常勤歯科医師による応急的な治療体制が整備されている場合については、専任の歯科医師でも差し支えない。

(2) それぞれの医療の種類の種類につき、適切な医療機関における研究、診療従事年数が、医籍又は歯科医籍登録後、大学医学（歯学）部（又は医科（歯科）大学）卒業者にあつては5年以上、医学（歯学）専門学校卒業者にあつては7年以上あること。

適切な医療機関とは、大学専門教室（大学院を含む。）及び医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項の規定に基づく臨床研修指定病院又はそれぞれの医療の分野における関係学会の規約、規則等に基づく教育病院、教育関連病院等を指すものであること。

(3) 口腔、形成外科、中枢神経、心臓移植、心臓脈管外科、腎臓、腎移植、小腸、肝臓移植及び歯科矯正に関する医療を主として担当する医師又は歯科医師にあつては、(1)及び(2)に掲げる要件のほか、次の事項についても審査すること。

ア 口腔に関する医療

(ア) 主として担当する者が歯科医師の場合には、耳鼻咽喉科、麻酔科等の医師によるチーム編成ができるような体制が整っていること。

(イ) 育成医療を担当する場合には、口腔の成長発達を熟知した歯科医療を行うことができること。（小児歯科に関する専門医と同等以上の能力を有していると認められること。）

(ウ) 更生医療を担当する場合には、全身との関連を熟知した歯科医療を行うことができること。（口腔外科や矯正歯科の専門医と同等以上の能力を有していると認められること。）

イ 形成外科に関する医療

形成外科を標ぼうしていること。

ウ 中枢神経に関する医療

診療経験・研究内容と更生医療又は育成医療で対象としている医療内容に関連性が認められること。

エ 心臓移植に関する医療

心臓移植関連学会協議会・施設認定審議会の施設認定基準における心臓移植経験者であること。

なお、心臓移植術後の抗免疫療法については、臨床実績を有する者又は心臓

移植術経験者など十分な臨床実績を有する者との連携を確保できる者であること。

オ 心臓脈管外科に関する医療

研究内容と更生医療で予定している医療内容とに関連が認められること。

カ 腎臓に関する医療

(ア) 血液浄化療法に関する臨床実績が1年以上あること。

(イ) 腎臓に関する専門科目とは、内科、小児科、循環器科、外科、泌尿器科又は麻酔科をいい、病理学、生理学等の基礎医学又は産婦人科等他の診療領域に関する科目は除くものであること。

キ 腎移植に関する医療

腎移植に関する臨床実績が3例以上あること。

ク 小腸に関する医療

中心静脈栄養法について20例以上、経腸栄養法について10例以上の臨床経験を有していること。

ケ 肝臓移植に関する医療

生体部分肝移植術又は同種死体肝移植術に関する臨床実績が3例以上あること。

なお、肝臓移植術後の抗免疫療法については、臨床実績を有する者又は肝臓移植術経験者など十分な臨床実績を有する者との連携を確保できる者であること。

コ 歯科矯正に関する医療

(ア) 研究内容と口蓋裂の歯科矯正の臨床内容とに関連が認められ、かつ、5例以上の経験を有していること。

(イ) 矯正歯科を標ぼうしていること。

(ウ) 育成医療を担当する場合には、口腔の成長発達を熟知した歯科医療を行うことができること。(小児歯科に関する専門医と同等以上の能力を有していると認められること。)

(エ) 更生医療を担当する場合には、全身との関連を熟知した歯科医療を行うことができること。(口腔外科や矯正歯科の専門医と同等以上の能力を有していると認められること。)

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、平成22年5月31日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則
この要領は、平成24年1月30日から施行する。

附 則
この要領は、平成25年6月18日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則
この要領は、平成26年11月26日から施行し、平成26年11月25日から適用する。

附 則
この要領は、平成27年4月9日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則
この要領は、平成30年11月1日から施行し、平成30年10月22日から適用する。

附 則
この要領は、令和2年7月6日から施行し、令和2年7月1日から適用する。

附 則
この要領は、令和5年5月1日から施行する。